

平成24年

第5回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成24年第5回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成24年3月29日 木曜日
- 2 場 所 教育委員会委員室
- 3 開 会 午後2時30分
- 4 閉 会 午後4時25分
- 5 出席委員 佐藤 一成  
猪股 春夫  
北林 真知子  
田中 直美  
長岐 和行  
米田 進

### 6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進	
教育次長 山田芳浩	教育次長 白山雅彦
参事(兼) 高校教育課長 福田世喜	総務課長 佐々木則夫
施設整備室長 和泉良正	教職員給与課長 船木和紀
幼保推進課長 船木文子	義務教育課長 橋田 裕
特別支援教育課長 江橋宏栄	生涯学習課長 小川秀昭
文化財保護室長 佐々木人美	保健体育課長 小野 巧
福利課長 鶴田宣夫	総合教育センター所長 風登森一

### 7 会議に附した議案

- 報告第 4号 教育庁職員の任免についての専決処分報告について
- 議案第 9号 秋田県教育委員会教育長の任命について
- 議案第10号 あきたの教育振興に関する基本計画「平成24年度実施計画」(案)について
- 議案第11号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
- 議案第12号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第13号 教職員の懲戒処分案について
- 議案第14号 免職処分取消請求事件の判決への対応について

### 8 承認した事項

- 報告第 4号 教育庁職員の任免についての専決処分報告について

## 9 議決した事項

議案第 9 号 秋田県教育委員会教育長の任命について

議案第 10 号 あきたの教育振興に関する基本計画「平成 24 年度実施計画」  
(案) について

議案第 11 号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第 12 号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
について

議案第 13 号 教職員の懲戒処分案について

議案第 14 号 免職処分取消請求事件の判決への対応について

## 10 報告事項

平成 25 年度秋田県公立高等学校学級減等の予定について

平成 25 年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

## 11 会議の要旨

### 【佐藤委員長】

ただいまより、平成 24 年第 5 回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は 1 番猪股委員と 3 番田中委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第 13 号の教職員の懲戒処分案及び  
議案第 14 号免職処分取消請求事件の判決への対応については、その他全ての案件終了後に行う  
こととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【佐藤委員長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第 4 号「教育庁職員の任免についての専決処分報告について」総務課長から説  
明をお願いします。

### 【総務課長】

報告第 4 号「教育庁職員の任免についての専決処分報告について」説明

### 【佐藤委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

**【佐藤委員長】**

では、報告第4号について承認します。

次に、議案第9号については、教育長の任命案件であることから秘密会にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【佐藤委員長】**

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第28条により秘密会とします。

傍聴の方は、しばらくの間退室願います。

(傍聴人退室)

(傍聴人入室)

**【佐藤委員長】**

ただいまの審議の結果、議案第9号は満場一致で可決され、米田委員を平成24年4月1日付けで秋田県教育委員会教育長に任命することに決定いたしました。

それでは、一言お願いします。

**【教育長】**

責任の重さを痛感しており、再び重いものを背負った感じではありますが、皆様方のご推薦を頂戴し、引き続き仕事をさせていただくことになりました。

この一年、初めての仕事の連続で、しかも年度末には重い問題もあり、タイトロープの上に乗っているという感じがしますが、これまでの経験を生かし、皆様のご協力をいただきながら頑張っ

て参りたいと思います。  
子どもたちには、狭い意味の学力ではなく、社会人として自立するための土台づくりとなる教育を進めていきたいと思っています。また、人口減が進む郷土秋田を力強く支える人材を育てていくとともに、グローバル化が進む中であって、世界の舞台で活躍できる人材を育てていきたいと考えています。

また、昨秋、「あきたの教育振興に関する基本計画」を策定し、今年度の実施計画も作成しました。その中の特徴的な取組である「問いを発する子どもの育成」「キャリア教育を重視したふるさと教育の充実」「行動人による元気な秋田づくり」を中心に、人生は一生涯学ぶものであるという教育を進めていきたいと思っています。

さらに、大震災以降、被災された方々に対する支援については、学校教育の指針にある「思いやりの心を育てる」ことにつながりますので、できる限りのことを続けていきたいと考えております。

いずれにせよ、「あきたの教育振興に関する基本計画」及び「平成24年度実施計画」、さら

に高校は「第六次高等学校総合整備計画」、特別支援学校は「第二次特別支援教育総合整備計画」に基づき、本県の学校教育を充実させていきたいと考えております。

【佐藤委員長】

それでは、次に進みます。

議案第10号「あきたの教育振興に関する基本計画「平成24年度実施計画」(案)について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

「あきたの教育振興に関する基本計画「平成24年度実施計画」(案)について」説明

【佐藤委員長】

議案第10号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

市町村にはどのようにしてお知らせするのですか。

【総務課長】

まずは取り急ぎ計画をお送りし、5月の全州市町村教育委員会委員長・教育長会議で説明するなどして周知したいと考えています。

【猪股委員】

学校へはどのようにして伝えるのですか。

【総務課長】

県立学校については計画を送り、校長会や教頭会等で説明できると思います。  
小中学校については、市町村教育委員会を通じて各学校に伝えてもらうことになります。

【佐藤委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、表決を採ります。

議案第10号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、議案第10号を原案通り可決します。

次に、議案第11号 「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明

【佐藤委員長】

議案第11号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【北林委員】

今後、この役職は永久に設置しないのですか。

【総務課長】

職制の簡素化として実施するもので、今後は設置しません。

【佐藤委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、表決を採ります。

議案第11号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、議案第11号を原案通り可決します。

次に、議案第12号 「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【佐藤委員長】

議案第12号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【田中委員】**

地域手当は本県独自の設定ですか。それとも、全国的に設定されているものですか。

**【教職員給与課長】**

全国の自治体ごとに給与の水準が異なるため、その地域の給与水準に合わせて給されるものです。

教員の場合、以前は割愛で派遣するケースが多かったのですが、現在は身分を秋田県に残したまま派遣する「交流」という形をとる場合がありますので、この手当を支給するものです。

**【田中委員】**

なぜ広島県は割愛ではなく交流なのですか。

**【教職員給与課長】**

当該県とは県外交流の協定を結んでいるからです。

**【佐藤委員長】**

また別の都道府県と交流を行うことになれば、規則を変えることになるのですか。

**【教職員給与課長】**

その都度変えることになります。

**【北林委員】**

広島に派遣されている教員も本県が給料を支払っているのであれば、同じ小学校の教員であるのに、給料が違うということになるのですね。

**【教職員給与課長】**

その通りで、手当分の給与に差が出ることになります。

**【北林委員】**

へき地手当のことは別の話ですね。

**【教職員給与課長】**

へき地手当の変更については、今春の統廃合により、対象となる学校が4校廃校となることに伴う変更です。

**【北林委員】**

「へき地学校等」の「等」とは何を指すのですか。

**【教職員給与課長】**

特地やへき地に準ずる地域を指しています。へき地指定は病院からの距離などにより点数で定

めるのですが、点数45以上がへき地、35～44が準へき地、30～34が特地となります。

【佐藤委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、表決を採ります。

議案第12号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

では、議案第12号を原案通り可決します。

次に、報告事項に入ります。

はじめに、「平成25年度秋田県公立高等学校学級減等の予定について」高校教育課長から説明をお願いします。

【参事（兼）高校教育課長】

「平成25年度秋田県公立高等学校学級減等の予定について」説明

【佐藤委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

大仙・仙北地域の卒業予定者数が増加する見通しであるにもかかわらず、角館地区の学級を減らして、大丈夫でしょうか。

【参事（兼）高校教育課長】

今年度の状況を見ると、県南では定員割れをしている学校が多いので、問題はないと思います。

【佐藤委員長】

他になければ、「平成25年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」特別支援教育課長より説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

「平成25年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明



【佐藤委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員】

選考にもれた場合でも、さらに適する学校に行けるように配慮されており、通常の高校入試とは違うのですね。

【特別支援教育課長】

受検する際の要件が特別支援教育を必要とする生徒に限定されており、通常の高校受検とは異なります。栗田養護学校高等部の環境・福祉科は、14名が受検し7名が合格しましたが、不合格となった7名は、栗田養護学校普通科に合格しました。

【北林委員】

競合しないように、事前の進路相談で調整できないのですか。

【特別支援教育課長】

自立や社会参加に向けた、教育的意味合いをもつという観点で選考を行っているものです。

【長岐委員】

「検査問題は…県教育委員会で承認する」とありますが、この場合の「教育委員会」は広義の委員会、すなわち特別支援教育課ということでしょうか。

【特別支援教育課長】

その通りです。

【佐藤委員長】

他になければ、次に、議案第13号及び議案第14号についてですが、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【佐藤委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第28条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退室)

※秘密会のまま終了。